

県民のくらし応援文庫設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民のくらし応援文庫（以下「文庫」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の趣旨)

第2条 福島県立図書館（以下「当館」という。）が、人・まち・社会を育む情報拠点としての機能を一層充実させ、県民や地域が抱える様々な課題の解決を支援する「課題解決型」図書館として大きな役割を果たしていけるよう、県民のくらし応援文庫を設置する。

(応援テーマ)

第3条 文庫には、安全で安心なくらしに欠かせない次の各号に定めるテーマを設け、それぞれのテーマごとに関連する図書（マイクロ資料等を含む）を収集し、県民のくらしの支援に努めるものとする。

(1) 育児活動支援

妊娠、出産、育児やしつけ、家庭教育など、安心して産み育てられる様々な情報を提供し、出産・子育て活動を支援する。

(2) 健康長寿支援

セカンドライフやひとり暮らしの支援、年金・保険、介護・福祉・医療などシルバー世代が充実した人生を送るのに役立つ情報を提供し、県民の健康長寿を支援する。

(3) まちづくり支援

地域の産業の振興や商店街、コミュニティの活性化、交通の利便性向上、住民参加や市民活動による地域おこしなどに役立つ情報を提供し、県内のまちづくりを支援する。

(4) 防災活動支援

東日本大震災と原子力災害の教訓を伝える情報を提供するとともに、地震をはじめ、豪雨、豪雪、火山災害など広く災害を知り、防災・減災を考えるのに役立つ情報を提供し、県民及び地域の防災活動と復旧・復興への取組みを支援する。

(図書収集の方法)

第4条 文庫の図書の収集は、第2条の趣旨に賛同する企業、団体及び個人からの図書寄贈をもって行うこととする。

(寄贈図書の条件)

第5条 文庫へ受け入れる図書は、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 当館の資料収集方針及び第3条の応援テーマに則した図書で、当館の蔵書にならないもの

- (2) 新品の図書現物であること
- (3) 5万円を一口として、一口以上相当額の図書寄贈であること（現金での寄附は受け付けない。）

（寄贈の手続き）

第6条 文庫への図書寄贈の申し込みがあった場合の手続きは、福島県財務規則第144条の規定によるものとする。

2 福島県立図書館長（以下「館長」という。）は、前項による寄贈を受けた後すみやかに、寄贈者に対し「受領書」（第1号様式）を交付する。

（寄贈図書等の取扱い）

第7条 文庫への寄贈者に対しては、その企業・団体の名称や個人の氏名の記名、掲示等を次のとおり行うとともに、10万円相当額以上のものには館長から感謝状の贈呈を、30万円相当額以上のものには寄贈者の名を冠した特設コーナーの半年間設置を行うこととする。ただし、寄贈者が希望しない場合は、この取扱いは行わない。

対応 一回当たり の寄贈相当額	寄贈図書への 記名	掲示板への寄 贈プレート の 掲示	ホームページ への掲載	感謝状の贈呈	寄贈者の名を 冠したコーナ ーの特設
5万円相当額以上 10万円相当額未満	○	○	○	—	—
10万円相当額以上 30万円相当額未満	○	○	○	○	—
30万円相当額以上	○	○	○	○	○

2 文庫への寄贈図書は、第3条の応援テーマごとに一覧表に整理した上、前項の特設コーナー及び一般書架において閲覧及び貸出しを行い、広く県民の利用に供するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は平成28年9月13日から施行する。

(第1号様式)

受 領 書

平成 年 月 日

様

福島県立図書館長

平成 年 月 日に申し込みのありました図書の寄贈について、下記のとおり受領いたしました。

記

1 受領年月日

平成 年 月 日

2 寄贈品及び数量

図書 冊 (円相当)

別紙【福島県立図書館「県民のくらし応援文庫」寄贈図書受領一覧】のとおり